

議案第15号

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁固</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)

(大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
附 則 1～4 （略） 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項を含む個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、法第60条第2項第1号に規定する個人情報ファイルに該当するものを除く。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) （略） 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（法第60条に規定する保有個人情報を除く。）を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 （略）	附 則 1～4 （略） 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項を含む個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、法第60条第2項第1号に規定する個人情報ファイルに該当するものを除く。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) （略） 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（法第60条に規定する保有個人情報を除く。）を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 （略）

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。